

NPO 法人 DV 対策予防センター九州 実績報告書
(第3期：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和6年6月9日

※ 第2期社員総会及び理事会において、定款変更を承認された。それに伴い、令和5年7月19日に変更登記が完了したことを報告する。

法人の目的及び事業

(目的)

この法人は、DVの被害者とその子どもたちの相談支援及び加害者への対策について、地方自治体及び民間団体と連携しながらその取組みをさらに充実させ、支援の先進的なモデルを作る。

DV加害者への取組みは、被害者支援に資するよう、効果的な加害者プログラムの開発、実施及び加害者の非暴力化に向けた有効な手法を継続的に模索するなどの取組みを推進する。さらに、DV予防教育に関する事業を行うため、教育効果の高い手法や内容を明らかにするべく調査研究事業に着手または専門家と連携・協働を行い、発達段階に応じたプログラムを作成、実施する。これを学校現場に広め、将来のDV被害者、加害者、傍観者を生まない社会作りに寄与する。そして、これらの知見を福岡及び佐賀から九州、全国へ広げることを目的とする。

(事業)

- (1) DV加害者プログラムの実施等、非暴力化に向けた取組み。
- (2) DV予防教育プログラムの実施等、将来の被害者、加害者、傍観者を生まないための取組み。
- (3) 地方自治体等と連携した、先進的なDV被害者支援の取組み。
- (4) その他、DV対策に必要な取組みの実施。

(1) についての実施報告。

この事業については、今期も具体的な実施には至らなかった。しかしながら、国の方針としては明らかに実施に向けた動きに合わせて、自治体への予算措置の情報が入ってきており、当法人としては自治体との連携において準備を始める方が現実的だと考える。

この1年間で、先行実施をしている九州管内の民間団体から意見聴取をしたところ、「加害者プログラムの問い合わせがまったくない」であるとか「様々な価値観の人が来るので、グループが成立し難くなった」などの声も聞かれる。ただし、関東、関西圏では、加害者プログラムを継続的に実施できているという報告を多く聞く。地域性なのかやり方に課題があるのか、不明な点も多い。いずれも全般的に参加者を会場に集めるよりは、リモート実施、

またはハイブリッド実施の団体の声を多く聞く。実際に参加するリモートが良いかなどの議論はさて置き、最近の DV 加害者からの相談、プログラムの問い合わせは、相変わらず、家を出ていった妻に帰ってきてほしい、または離婚回避の目的が見え隠れしていて、「自らの暴力性に向き合う」準備が出来ているとは言い難い印象は拭えない。それよりも印象的だったのは、「自分も DV 被害者である」という被害者性の側面を滔々と述べる人や「妻は発達障害（または精神障害）で、暴れる妻を静止する目的で妻を押さえ付けたら『DV と言われた』」など、DV を夫婦不和と見立てて話をする加害者が増えたと感じる。それと最近話題になっている「共同親権」についての問い合わせがとても増えた。

これらを概観した時に、参集型で長期のプログラムを受け続けるモチベーションがある DV 加害者はどれくらいいるだろうかと考える。非暴力化に向けた行動変容をするには、多くの学びと時間が必要であることは間違いないと思うが、任意参加のプログラムで、今後の社会の有様を考えると、もっと短期で効果的なプログラムの開発か個別実施プログラムなどの検討が必要なのではないかと考えている。第3期は、その準備の期間としたい。

(2) についての実施報告。

この事業はすべて講演形式にて学校現場で行っている。子どもたちが将来の DV 被害者、加害者、傍観者にならないよう専門家の知見を取り入れながら、より子どもたちの実態に合うよう毎年何等かのアップデートを心がけている。特に SNS の使い方が、男女間、友人間のトラブル悪化の要因になっている事例が多くあり、使い方の問題というよりは、関係性の問題として若者たちに考えてもらえるようなメッセージを送っている。

今期の実施実績としては、佐賀県の小中高大学で14校、熊本県の高校10校、鹿児島市の中学高校大学で4校、福岡市では高校2校、大分県の高校2校、その他、教職員向け研修を4カ所で実施した。佐賀県からの依頼は今でも多く、県からの予算は無くとも、学校独自の予算で継続していることは、この予防教育の必要性について十分理解してもらっている表れと考える。

当法人の社員でもある日本赤十字九州国際看護大学の永松美雪先生が思春期学の論文「アプリケーションを使用した小学生向け性暴力予防学習プログラムの効果」を新たに発表された。私も共著者として加えていただいた。この研究の目的は、小学生への性暴力を予防するために、アプリケーションを使用した学習プログラムを開発し、日本で日常生活や SNS で性暴力が起こる可能性がある場面において、自己を守ろうとする態度を評価することである。結果は複数の項目において、自己を守ろうとする態度に効果があることがわかった。このように SNS を負の側面だけで捉えるのではなく、教育に活かせるものであるという可能性を十分示唆できたと考えている。

来期の目標としては、今期並みの講演数を維持しながら、内容を充実させたい。

(3) についての実施報告

令和5年度も太宰府市人権政策課から、相談事業を受託し、女性相談員を派遣できた。新たに雇用したベテラン相談員が、担当職員と協議しながら、スムーズな庁舎内連携を意識して活動した。SNS相談など先進的な取組みまで広げることができなかったが、相談員配置の必要性を担当課に理解してもらった。令和6年度は、相談事業の委託を受けることはできなかったが、期間任用職員として相談員配置が決まったのは、この2年間の当法人の取組みがあつてのことだと自負している。

新たに「福岡県男性等DV相談業務」を受託することができた。方法はその日の担当者が自宅で電話相談を受けるものだが、3本の相談チャンネルがある。

①「DVをやめたい方の相談ホットライン」

毎週日曜日 10:00～13:00（年末年始除く）

②「男性DV被害者のための相談ホットライン」

毎週火曜日、木曜日 18:00～21:00

毎週土曜日 10:00～13:00（年末年始除く）

③「LGBTの方のDV被害者相談ホットライン」

毎月第一日曜日 14:00～17:00

毎月第三水曜日 18:00～21:00

※被害者相談については、相談者の希望によりリモート、直接面談、同行支援などを行うことができる。加害者相談については、相談者の希望により、リモート面談のみ行い、可能であれば、民間団体が実施をしている加害者プログラムにつなぐことを想定している。

相談事業であるため当然守秘義務があり、相談内容についてはここに記すことはできないが、令和5年度の総相談件数は135件であった。被害者相談については、深刻な内容から、元々はDV加害者が時間の経過と夫婦関係の綻れから被害者になったと思われるケースも少なくなかった。加害者相談については（1）で述べたように、復縁目的での相談が多かった。

これらの経験から、自治体と連携しながら「加害者プログラム」の実施に繋げていきたいと考えている。

（4） についての実施報告

令和6年度から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、これに関連する相談事業が公募事業として自治体から出され、当法人も応募をしたが、委託を受けるには至らなかった。NPO法人としての実績をもっと積む必要性を感じたところではあるが、最近のDV相談の傾向は明らかに「経済的困窮」が背景にあることが多く、複合的な問題を抱えている当事者に対するアプローチは、他機関連携なくしては解決には至らないだろう。また、DV問題を抱える夫婦とも、その相談の中で子どもの面前DVを軽視しているか意識が及んでいないことが伺え、「子どもの福祉として面前DVを防止すること」について当事

者への啓発だけではなく、官民連携を通じた取組みを当法人としても具体策を考えなくてはいけないと考えている。

以上